

やむを得ない理由	証する書類（下記のうちいずれか1点）
(a) 中学生・小学生・未就学児	・戸籍謄本 ※本籍地が岩倉市または住所が岩倉市で同一世帯の場合は不要です。
(b) 高校生・高専生	・学生証 ・在学証明書
(c) 75歳以上の高齢者	不要 ※委任状にお越しいただくことが困難である旨の記載をしてください。
(d) 成年被後見人	・登記事項証明書
(e) 被保佐人・被補助人	・登記事項証明書の代理行為目録 ※代理行為目録に「マイナンバーカードの手続き」等の記載があること
(f) 病気・長期入院者	・診断書 ・入院診療計画書 ・入院していることが分かる領収書 ・診療明細書 ・顔写真証明書（入院または入所している人用）
(g) 身体などの障がい者	・障害者手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証
(h) 施設入所者	・施設入所証明書 ・顔写真証明書（入院または入所している人用） ・施設に入所していることが分かる請求書・領収書
(i) 要介護・要支援認定者	・介護保険被保険者証 ・認定結果通知書 ・顔写真証明書（在宅で保健医療・介護サービスを受けている人用）
(j) 妊婦	・母子健康手帳 ・妊婦検診を受診したことが分かる領収書 ・妊婦検診受診券
(k) 長期(国内外)出張者、長期に航行する船員など	・出張命令書 ・辞令書 ・航行計画書
(l) 海外留学者	・査証（ビザ）のコピー ・留学先の学生証のコピー
(m) 社会的参加(義務教育を含む就学,非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者	顔写真証明書（社会的参加を回避し、長期間概ね家庭にとどまり続けている状態である人用）